

当医院からのご案内

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、
厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

■有床診療所入院基本料 1

■医師配置加算 1

■夜間看護配置加算 2(有床診療所入院基本料)

■看護補助配置加算 2(有床診療所入院基本料)

■有床診療所在宅復帰機能強化加算(有床診療所入院基本料)

■機能強化加算

■夜間・早朝等加算

■時間外対応加算 1

■明細書発行体制等加算

■外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

■地域包括診療加算 2

1. 健康相談及び予防接種に係る相談を実施している
2. 介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することができる
3. 患者の状態に応じ、28日以上の長期の投薬を行うことが可能である

池田医院 管理者(院長)：佐川 義昌